# 福島町教育大綱

令和2年1月改定

福島町

## 福島町教育大綱

令和2年1月改定

## 前文

福島町の教育は、これまで、昭和57年に制定した「福島町教育目標」を基本として進められ、地域社会の発展に寄与する多くの人材を社会に輩出するとともに、生涯学習社会の実現に向けた取り組みを行ってまいりました。

今、日本は、人口減少と高齢化が進行し、人生100年時代を迎えようとしており、また、人工知能(AI)やビックデータの活用などの技術革新が急速に進んでいます。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身につけ、活躍できるようにする教育の役割は、非常に大きいものがあります。

当町にあっては、町民の教育に寄せる思いや期待は大きく、子どもたちの学力の向上や豊かな心の成長、体力の向上をはじめとして、小・中学校の環境整備や道立福島商業高等学校の在り方、生涯学習社会の充実など、町を支える基盤となる「ひとづくり」が強く求められています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3による「大綱の策定」にあたり、国の「第3期教育振興基本計画」における基本的な方針を参酌し、当町の教育、 学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定するものです。

### 対象とする期間

この大綱が対象とする期間は、令和2年度から概ね4年間とし、必要に応じて改訂するものとします。

## 第1 基本理念

- 一 知性を磨き、自主的で創造性に優れた人を育む
- 一 郷土福島を愛し、文化を育てる情操豊かな人を育む
- 一 互いの個性や文化の違いを尊重し、ともに力を合わせる人を育む

### 第2 基本目標の柱

- 一 生活リズムを見直して 望ましい生活習慣を確立
- 一 生きる力の基盤を育てる 就学前の教育環境の充実
- 一 確かな学力 豊かな心 健やかな体を育てる学校教育の充実
- 一 健康で潤いをもち 豊かな人間性を希求する社会教育の充実
- 一 開かれた教育行政と 教育を創造するための改善改革

## 第3 施 策

#### 1 望ましい生活習慣の確立

子どもたちのより健やかな成長や発達には、日常の基本的な生活習慣の定着が重要です。家庭での生活リズムの安定のために、学校や行政が共に子どもたちを育てる視点に立ち、意識を高め共に考える啓発活動を進めます。

#### (1) 生活リズムの確立のための習慣づけ

子どもたちの生活を安定させるため、「早寝・早起き・朝ごはん」などの合言葉のように、あるべき生活習慣のリズムを整える工夫を進めます。アンケート調査や模範を示し意識付けを図ります。

### (2) 福島町メディア・ルール宣言の推進

子どもたちが学校外でゲームやスマートフォン等を使用する場合は、その望ま しいあり方について、家庭内で保護者と子どもが約束できるよう、情報提供と啓 発活動を進めます。

## (3) 家庭での学習や読書

家庭での学習方法や読書について、学校とともに地域全体で捉え、皆で啓発を 進める工夫を図ります。

## 2 就学前の教育環境充実

急速に進む少子化や共働き世帯の増加により、幼児を取り巻く環境は大きく変化し、成長への影響が懸念されます。幼児期は人間関係を創りあげ社会性を確保する重要な時期です。

家庭・地域・幼稚園・認定こども園及び小学校と行政が連携し、子どもたちの発達に応じた活動を促し、幼少時から就学前の時点において、小学校への円滑な移行を進める教育環境の充実を図ります。

## (1) 就学前児童の小学校への順応対策等

小学校では、就学前児童の小学校への順応を図るため、1日入学や運動会等での参加を促すとともに、幼稚園・認定こども園及び小学校は相互に連携や交流を進めます。

また、小学校はスタートカリキュラムを工夫するなど、幼児教育から小学校教育への移行を円滑に進めます。

## (2) 基本的生活習慣の確立

小学校生活に早く馴染ませ、人間関係を円滑に進めるため、幼児期のうちに基本的な生活習慣の確立や、コミュニケーション能力の向上に努めます。

### (3) 地域人材の活用

幼児教育の経験者や地域の高齢者等、地域の人材を活かして世代間交流等を推進します。

## 3 学校教育の充実

家庭・地域・学校、そして、行政が連携し「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、自己実現を目指して努力する子どもの育成を図ります。子ども一人ひとりの成長を促しながら「地域全体で育てる」という意識を持って学校教育を推進します。

また、小・中学校のあり方については、地域及び保護者との綿密な連携の中でその実情を勘案し、考え方を共有しながら教育環境の向上を目指します。

## (1) 確かな学力の育成

基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図ります。

また、思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度など、学びに向かう力の育成を図ります。

学習意欲の喚起を図り、家庭学習との連携した学習スタイルを確立します。

## (2) 豊かな心の育成

道徳の授業公開の促進や、地域人材を活用した道徳授業を推進します。また、 読書活動の啓発に努めるほか、いじめのない学校づくりのための取り組みの充実 に努めます。

#### (3) 健やかな身体の育成

相撲やマラソンなどを通し、基本的な運動の推進を図り、体力の向上に努める ほか、食育や防災教育など健康安全教育の推進を図ります。

### (4) 学校間の連携

学校間や校種を超えた連携や交流を図り、上級学校への円滑な移行を図ります。 特に、小学校から中学校への進学にあたっては、緊密な情報共有を図り、中1 ギャップの解消に努めます。

学校間交流による授業研究等を行い授業の改善充実を図ります。

## (5) 開かれた学校づくり

地域や保護者の方へ学習活動等をより広く公開します。

また、外部講師や地域人材を活用し、キャリア教育の充実を図るなど、開かれた学校づくりを推進します。

## (6) 地域との連携

地域住民や保護者の負託に応えるため、学校関係者評価・保護者アンケートの 充実を図ります。学校運営協議会やPTAとの綿密な関係を構築します。

また、地域を学習の場として捉え、地域住民の協力のもと、共に子どもを育てる、よりよい教育環境の整備に努めます。

## (7) 教育環境の整備・充実

学校施設の整備・充実を推進します。教具・施設・設備をICT化に向け、時代の要請に即したものに整備していきます。

TT教員、ALT、スクールカウンセラーや支援を必要とする子どもへの学習 支援員を確保し、充実した教育の推進を図ります。

#### 4 社会教育の充実

現代社会においては、各個人の価値観の多様化や生活スタイルの変化が見られます。また、物の豊かさと共に、心の豊かさが求められる時代になりました。

福島町の素晴らしい文化や自然の中での、町民一人ひとりの生涯を通じた学習活動の推進や充実に努めます。

なお、社会教育分野については、第6次福島町社会教育中期計画を基軸として推 進いたします。

### (1) 生涯学習推進の充実

生涯学習を通じ人づくり・町づくりを目指します。町民の方々の知識や技能を 活かした社会参加や地域づくりの充実を図ります。

子どもたちと町民がともに参加し、地域全体が生き生きとした活動につながるよう、学習機会の提供に努めます。

## (2) 町民の学習環境の整備と機会の提供

学習施設や図書館の整備充実、総合体育館や町民プール、パークゴルフ場の運営管理を通し、町民の方々への学習・運動機会の提供に努めます。

## (3) ふるさと学習と文化財の保存・伝承

福島町の歴史や偉人などについて学ぶ、ふるさと学習の充実に努めます。 また、松前神楽をはじめとする無形文化財や、遺跡から発掘された出土文化財等の保存・伝承に努めます。

### 5 教育行政の推進

全ての町民がそれぞれの立場で教育に携わる中で、町全体としての教育力を向上させるよう改善改革に努めます。

## (1)組織体制の充実

生涯学習の視点から学校教育・社会教育の推進を図ります。そのための組織の 在り方を常に考え組織体制の改善改革を図ります。

### (2) 各種支援制度の充実

子どもの夢の実現に繋がる奨学金制度や、福島商業高校生への補助支援制度、 資格取得への補助などの充実を図ります。

特に福島商業高校の存続のため、魅力ある高校づくりを支援します。

また、望ましい高校の将来像について、「福島町高校の在り方に関する協議会」で検討していきます。

### (3) 人材育成等

優れた教育実践地域への視察研修や、友好市町等との交流などを通じ、広い視野を持った地域のリーダーとなる人材の育成を推進します。